次

目

告 示

〇平成十八年宮城県告示第千九十九号 ( 個人情報保護条例に基づく口

頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正

県政情報公開室

(障害福祉課

宮城県告示第五百九十九号

森林整備課 農村振興課

同

より告示する。

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第

・ビス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、

同法第五十一条第二号の規定に 項の規定により指定障害福祉

○県営土地改良事業の工事の完了

○建設業許可の取消し

○土地改良事業の工事の完了の届出

大河原地方振興事務所

事業管理

課

平成二十年五月二十七日

水産業振興課

Ξ

事

業

所

番

号

事業所の名称及び所在地

設 置

者

名

廃止年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

〇四

| 1七00 |

四八

沢二十一 黒川郡大和町吉田字上童子 上のサービスセ

福社会福祉

会法

人宮

口城県社

四月三十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 公 告

○警備業法第三 公安委員会 号に規定する警備員指導教育責任者講習

|十二条第二項第|

○警備業法の一部を改正する法律 (平成十六年法律第五十号)

附則第五条

五

呂城県告示第六百号

五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年五月二十七日

地

X

名

事

業

の

名

称

工事完了年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、

土地改良法

2 (昭和)

一十四年法律第百九十

兀

に規定する審査の実施

告

示

宮城県告示第五百九十八号

·成十八年宮城県告示第千九十九号 ( 個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことが

できる個人情報)の一部を次のように改正する 戍 二十年五月二十七日

> 行 県

城 宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話022(211)2267 (每週火,金曜日発行)

試験の項中

ページ

福祉部健康推進

を

支所及び黒川支所) 塩釜総合支所、岩沼にがし、仙台保健では、岩沼にあっては、地域事務所にあっては、地域事務所含む。

に改める。

表狩猟免許試験の項 中

は振霧斑振所護

を

に改め、

同表調理師

宮城県知事

村 井 嘉

浩

(2)

宮城県告示第六百二号

の規定により、

通知の内容を加美町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

同法第百八十九条

中島 廣二郎 株式会社中島組

- 十七 石巻市羽黒町一丁目二

号

平成二十年

平成二十年五月二十七日

平成二十年三月二十八日	特定農業用管水路等特別対策事業	下	Щ
平成十九年十月三十日	特定農業用管水路等特別対策事業	生	EE
平成二十年二月二十二日	経営体育成基盤整備事業	島	寺

宮城県告示第六百一号

林の指定を解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

平成二十年五月二十七日

解除に係る保安林の所在場所

示す部分に限る。

保安林として指定された目的

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市波路上杉ノ下二の一、二の五、波路上向原四の三・四の四 (以上二筆について次の図に

Ξ 解除の理由 潮害の防備

河川管理施設用地とするため

置いて縦覧に供する。) 次の図」は、 省略し、 その図面を宮城県庁 (農林水産部森林整備課) 及び気仙沼市役所に備え

により、 整第七百十号で関係者あて通知したところ、次の者は、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定 次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、平成二十年五月二日付け十九森 所在が不分明であるため、

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

の一六から一の二二まで、一の二八から一の三五まで、 Ą 加美郡加美町北川内字小川入一の一から一の三まで、 一の六、一の九、 一の三七から一の四四まで、一の四八、 一の四 (次の図に示す部分に限る。)、一の 一の一四 (次の図に示す部分に限る。)、一

の五一、一の五

二 所在が不分明である者の住所氏名

加美郡加美町北川内字金山屋敷一番地

加美郡加美町北川内字前の原屋敷四番地 橋本穗

通知の内容

の森林について、平成二十年五月二日宮城県告示第五百二十号で告示したとおり保安林の指定

宮城県告示第六百三号 施業要件を変更する予定である

した。 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消

平成二十年五月二十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

許可を取り消した年月日

平成二十年五月二十日

商号又は名称等	

及川 勝雄 離 建 設	び代表者の氏名商号又は名称及
木袋三百五十五 - 一	主たる営業所の所在地
号第特 - 三百十 六十 一	許建 可設 番 号業
一全部 水塗や が送れていま 一会部 が塗りが表工事業 工学 工学 工学 工学 工学 工学 工学 工学 工学 工学	工事の種類 を取り消した建設 申請区分及び許可
平成二十年 四月二十三日	受付年月日

)	平成20:	年 5 月27	日 火日	曜日 宮	宮 城	県 :	公 報		第1961号
	藤材株式会社フジ建	武田 三夫 三夫	伊藤 惠子 大和恵商事株式	及川 勝治郎 別・勝治郎	柴田 ルトン 秀勝	鈴木 洋志 業 株式会社鈴木建		遊佐 三 三 二 三 三 二 三 二 二 三 二 二 三 二 二 三 二 二 三 二 二 三 二	小会小 野社野工 務店株式
	二-十五 二-十五	百二号ロANロマンイサワニ	目十四 - 十五	根百九十二	一丁目十‧十三 仙台市宮城野区宮千代	井前八十五 - 二 井前八十五 - 二		子八十一子温泉字上鳴	二十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
	七第般十二万十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	十第般 六二万六十 号六千百	百六十七号 第一万五千九	百第一十八五十八号 六十八五千六	八第般 十二万十 七万五千 百	六第十 号九十 八百十		十四号 第二千二百七 日七二百七	号第般-七十二十六
	全部 築工事業	全部院 注 一般建建 主 主 事 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	全部廃業工事業	一全部 会部 会 会 会 会 会 で び ・ 大工事 土工事 業 工事 業工工業 業 工事 業工業 業工業 業工業 業工業 業工業 業工	一全部廃 業械大工事 管理建業 器上工事 設置 工事業 工事業	一 造 題 建 発 事 業 業	水造塗しほ鉄鋼ブタ管石 道園装ん型工が構口イエエ 施工工化サ事事物クれ 記事事つま業業工業業工事業 工業業工事業 事業業工事業業 事業業業業業業業	一全 一全 一全 一全 一会 一会 一会 一会 一会 一会 一会 一会 一会 一会 一会 一会 一会	一全 内ブタ屋大建般部 装ロイ根工工築建廃 仕ッル・工工事事業 上丁工ん 業業 業業 業業 業業
	平成二十年	平成二十年	四月二十五日	平成二十年 八日	平 四成二 月二十 十 三 日	平成二十年四月十六日		平成二十十五日 四月二十五日	平 四成 月二 十 十二 日
七	六 五	四三	 _	- O					

許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

)宮城県告示第六百四号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土

心改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成二十年五月二十七日 宮城県大河原地方振興事務所 所 長  $\pm$ 井

敏

崎町	届出者の名称
清水河原	地区名
業元気な地域づくり交付金事	事業の名称
平成二十年三月十九日	工事完了年月日

## 告

公

)政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり落札者を決定した。

平成二十年五月二十七日

契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

農林水産部水産業振興課 仙台市青葉区本町

落札に係る物品の名称及び数量 A重油 (JIS一種二号) 百二十キロリットル

宮城県知事

村

井

嘉

浩

三丁目八番一号

落札者の名称及び所在地 株式会社気仙沼商会 落札者を決定した日 平成二十年五月一日 気仙沼市魚市場前四番二十一号

落札金額 一千百十五万一千円

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

入札の公告を行った日 平成二十年三月二十一日

佐藤 和広協和内装有限会

百六十九七千五 十九七千五

丁目十六 - 六黒川郡富谷町日吉台二

平成二十年

#### 公 安 委 員 会

# 〇宮城県公安委員会告示第85号

教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する 警備業法(昭和47年法律第117号。 以下「法」という。) 第22条第2項第1号に規定する警備員指導

平成20年 5 月27日

# 宮城県公安委員会

ᆐ 羆

> $|\Pi|$ 雲 坦

椺

講習に係る警備業務の区分及び実施期日

 $\equiv$ 

警備業務の区分

2 実施期日

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

同月10日は、 午前9時00分から午後2時20分までとし、 午後2時30分から修了考査を実施する。 (7月2日から同月9日までの土・日曜日を除く6日間は、午前9時30分から午後4時50分まで、

平成20年7月2日(水)から平成20年7月10日(木)まで(土・日曜日を除く。)の7日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

受講定員

40人

ω

4 受講対象者

受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者

最近5年間に1号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

0 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」とい ,)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)

に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

- 継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの いう。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」と
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委 .会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備

業務に係るものに限る。 以下「旧1級検定」という。)に合格した者

級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2

9

### 受講手続

警備業務に従事しているもの

(1) 申込み受付期間

受付期間内であっても締め切る。 (毎日午前9時から午後5時00分まで) ただし、先着順に受け付け、受講定員に達した場合は 平成20年6月12日(木)から平成20年6月25日(水)まで(土・日曜日を除く。)の10日間

申込書の提出先

2

宮城県内の各警察署生活安全課

 $\widehat{\omega}$ なお、郵送による提出は受け付けない。 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通及び受講対象者に該当することを疎明する書面

前記 4 - (1)に該当する者

受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警

備業者が作成する警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

前記 4 - ②に該当する者

1級検定の合格証明書の写し

前記 4 - ⑶に該当する者

**4** 

号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1

前記 4 - (4)に該当する者

H

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

前記 4 - (5)に該当する者

以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書 旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年

代理人が提出する場合は本人からの委任状

受講手数料

4

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第63の項に基づき、47,000

6 社団法人宮城県警備業協会 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 講習の委託先 円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること なお、既納の受講手数料は、還付しない。

その街

7

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022 - 221 - 7171 内線

〇宮城県公安委員会告示第86号

7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する 等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第 5 条に規定する審査のうち、 . 警備員

宮城県公安委員会

公

報

平成20年 5 月27日

[1] 雲 也

椺 쨇

審査に係る警備業務の種別及び級

備業務」という。)に係る1級及び2級 負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務 (交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における

0 戒し、防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警

③ 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等に係る盗難等の事故の発 生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

実施期日

2

 $\equiv$ 前記1に掲げる警備業務の種別に係る1級の審査

平成20年6月27日(金)午前9時30分から午後1時00分まで

前記1に掲げる警備業務の種別に係る2級の審査

0

平成20年6月27日(金)午後1時30分から午後5時00分まで

実施場所

ω

仙台地域職業訓練センター

(5)

仙台市泉区高森2丁目1番地の39

4 審査定員

前記1に掲げる警備業務の種別ごとに1級・2級それぞれ30人

5 審査対象者

により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。 次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定

交通誘導警備業務1級

員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」 という。)の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級(以下「旧1級検定」という。)に合 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委

核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

2

格した者

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定に合格した者

貴重品運搬警備業務1級

<u>ω</u>

旧検定の貴重品運搬警備に係る旧1級検定に合格した者

4 交通誘導警備業務2級

2級検定」という。) に合格した者 旧検定の交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧検定規則第1条第2項に規定する2級以下1日

核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

5

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

貴重品運搬警備業務2級

6

旧検定の貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

6 審査内容

試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。) 審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験(学科

7 審査申請手続

(1) 審査申請の受付期間

受付期間内であっても締め切る。 (毎日午前9時から午後5時00分まで) ただし、先着順に受け付け、審査定員に達した場合は、 平成20年6月6日(金)から平成20年6月19日(木)まで(土・日曜日は除く。)の10日間

申請書の提出先

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出

4

は受け付けない。アー宮城県内に

宮城県内に住所地を有する者

住所地を管轄する警察署生活安全課 宮城県内に住所地を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

7

宮城県内に住所地を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

Ū

: 前記アからウのいずれにも該当しない者で、宮城県公安委員会から旧検定規則第8条の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けているもの

Н

旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課

3

旧検定合格証の写し 1通

審查申請書(検定規則別記樣式)

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 1葉エ その他

(ア) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者は、宮城県内の住所地を疎明する書面 1通(4) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者は、当該営業所に属する

(ウ) 旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課に提出する者は、住所地を疎明する書面

ことを疎明する書面 1通

1通 審査手数料 公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第70の2項に基づき. 4,700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

なお、既納の審査手数料は、還付しない。

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参するこ

審査の実施に関し必要な事項

審査に係る字科試験及び実技試験を受験するときにす。

その句

審査に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022 - 221 - 7171 内線

3184)